（別　紙）

新　旧　対　照　表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改　正　後	改　正　前
目　　次	**目　　次**
（注）簿書様式は、平成22年４月１日現在の法令に基づくものである。	（注）　簿書様式は、平成22年３月31日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書及び定期金に関する権利の評価明細書は平成22年４月１日現在の法令に基づくものである。
（第１～第２　省略）	（第１～第２　同左）
第３　贈　与　税　関　係	第３　贈　与　税　関　係
（１～２－2　省略） ２－3　平成22年分贈与税の申告書（第１表の２） （２－4～７－2　省略） ８　平成22年分贈与税の修正申告書（第３表） （９～24　省略）	（１～２－2　同左） ２－3　平成21年分贈与税の申告書（第１表の２） （２－4～７－2　同左） ８　平成＿年分贈与税の修正申告書（第３表） （９～24　同左）
第４　譲　渡　所　得　関　係	第４　譲　渡　所　得　関　係
（１～33　省略） 33－1　平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書 （34　省略）	（１～33　同左） （新　規） （34　同左）
（第５～第11　省略）	（第５～第11　同左）

改　正　後

税務署長 殿
平成　年　月　日提出

平成□□年分贈与税の申告書

F D 4 7 2 3

提出用（税務署受付印）

住所	〒　（電話　－　－　）
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。
氏名	㊞
生年月日	□□□年□□月□□日　職業

←明治1、大正2、昭和3、平成4

税務署整理欄（記入しないでください。）			
整理番号		名簿	
申告書提出年月日		財産	事案
災害等延長期限		細目	処理
出国年月日		コード	訂正
死亡年月日		関与区分	修正

第一表（平成22年分以降用）

（単位は円）

Ⅰ 暦年課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種類・細目・所在場所等・利用区分・銘柄等・数量・単価・固定資産税評価額・倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	平成□□年□□月□□日

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円	②（最高2,000万円）	
基礎控除額	③	1100000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	000
④に対する税額（申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	⑤	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

Ⅱ

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㋐の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㋙の金額の合計額）	⑨	

Ⅲ 合計

課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	00
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）	⑫	00
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）	⑬	00
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00
この申告書が修正申告書である場合：差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑮	00
申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）	⑯	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印　・　・
確認者　㊞

（資5－10－1－1－A4統一）（平22.10）

相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二と、

改　正　前

税務署長 殿
平成　年　月　日提出

平成□□年分贈与税の申告書

F D 4 7 2 3

提出用（税務署受付印）

住所	〒　（電話　－　－　）
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。
氏名	㊞
生年月日	□□□年□□月□□日　職業

←明治1、大正2、昭和3、平成4

税務署整理欄（記入しないでください。）			
整理番号		名簿	
申告書提出年月日		財産	事案
災害等延長期限		細目	処理
出国年月日		コード	訂正
死亡年月日		関与区分	修正

第一表（平成21年分以降用）

（単位は円）

Ⅰ 暦年課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種類・細目・所在場所等・利用区分・銘柄等・数量・単価・固定資産税評価額・倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	平成□□年□□月□□日
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	平成□□年□□月□□日

財産の価額の合計額（課税価格）	①	
配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円	②（最高2,000万円）	
基礎控除額	③	1100000
②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	000
④に対する税額（申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の㊿の金額）	⑤	
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

Ⅱ

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㋐の金額の合計額）	⑧	
特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㋚の金額の合計額）	⑨	

Ⅲ 合計

課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	00
農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）	⑫	00
株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）	⑬	00
申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00
この申告書が修正申告書である場合：差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑮	00
申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）	⑯	00

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印　・　・
確認者　㊞

（資5－10－1－1－A4統一）（平21.10）

相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二と、

改　正　後

税務署長 殿
平成　年　月　日提出

平成□□年分贈与税の申告書

控用

税務署受付印

住所	〒　（電話　－　－　）
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。
氏名	㊞
生年月日	□□□年□□月□□日　職業

控

←明治1、大正2、昭和3、平成4

第一表（平成22年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

（単位は円）

	贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等 / 数量 / 単価 所在場所等 / 固定資産税評価額 / 倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
I 暦年課税分	住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	円 平成□□年□□月□□日
	住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	円 平成□□年□□月□□日
	住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	円 平成□□年□□月□□日

税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。・・・・・・・・・・□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿＿円	②（最高2,000万円）	
	基礎控除額	③	1 1 0 0 0 0 0
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	0 0 0
	④に対する税額（申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	⑤	
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑰の金額の合計額）	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㉕の金額の合計額）	⑨	

III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	0 0
	農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）	⑫	0 0
	株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）	⑬	0 0
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	0 0
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑮	0 0
	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）	⑯	0 0

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞
□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4統一）（平22.10）

改　正　前

税務署長 殿
平成　年　月　日提出

平成□□年分贈与税の申告書

控用

税務署受付印

住所	〒　（電話　－　－　）
フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。
氏名	㊞
生年月日	□□□年□□月□□日　職業

控

←明治1、大正2、昭和3、平成4

第一表（平成21年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

（単位は円）

	贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等 / 数量 / 単価 所在場所等 / 固定資産税評価額 / 倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
I 暦年課税分	住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	円 平成□□年□□月□□日
	住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	円 平成□□年□□月□□日
	住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日	円 円　倍	円 平成□□年□□月□□日

税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□の中にレ印を記入します。・・・・・・・・・・□私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。） （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿＿円	②（最高2,000万円）	
	基礎控除額	③	1 1 0 0 0 0 0
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	0 0 0
	④に対する税額（申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。なお、平成17年分に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の㉛の金額）	⑤	
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑰の金額の合計額）	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成　年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の㉜の金額の合計額）	⑨	

III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	0 0
	農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額）	⑫	0 0
	株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額）	⑬	0 0
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	0 0
この申告書が修正申告書である場合	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪）	⑮	0 0
	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第三表「平成　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭）	⑯	0 0

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞
□ 税理士法第30条の書面提出有
□ 税理士法第33条の2の書面提出有

（資5－10－1－2－A4統一）（平21.10）

改　正　後

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表一（平成21年分以降用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名（法人整理番号）　（　　）

1　委託者

住所		氏名	（フリガナ）	生年月日	年　月　日
					明治１、大正２、昭和３、平成４

2　信託の明細

番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が２以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	贈与者の氏名、住所（相続税法第９条の４第２項の規定の適用がある場合に限ります。）
1			
2			
3			

3　信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量／固定資産税評価額	単価／倍数	財産の価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額				①の金額から1,100千円控除した金額（千円未満は切捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算した金額			③	

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「２　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
３　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4　贈与税額等の計算

④ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額（③×⑤÷④）	⑦ 外国税額控除後の贈与税額（⑥－②）	⑧ 控除する法人税等に相当する額（⑬欄の金額）	⑨ 差引税額（⑦－⑧）
円	円	円	円	円	円

（注）１　⑤欄は、上記３の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
２　⑧欄は、「５　控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑬欄の金額）を記入します。
３　⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
４　⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。
５　信託の受託者が１人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

5　控除する法人税等に相当する額の計算

法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額（⑤欄の金額）	翌期控除事業税等相当額 ⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額	翌期控除事業税等相当額 ⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額	⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑩－⑪－⑫）	
円	円	円	円	円
⑮ ⑪の価額に基づく事業税の額	⑯ ⑫の価額に基づく地方法人特別税の額	⑰ ⑭の金額に基づく道府県民税の額	⑱ ⑭の金額に基づく市町村民税の額	⑬ 法人税等に相当する額（⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱）
円	円	円	円	円

（注）１　⑮欄及び⑯欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　⑰欄及び⑱欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
３　⑭欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
４　⑰又は⑱の各欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。

（資５－59－１－Ａ４統一）（平22．10）

改　正　前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）

第一表の付表一（平成21年分以降用）

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名（法人整理番号）　（　　）

1　委託者

住所		氏名	（フリガナ）	生年月日	年　月　日
					明治１、大正２、昭和３、平成４

2　信託の明細

番号	信託の名称	所在地（信託の受託者が２以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）	贈与者の氏名、住所（相続税法第９条の４第２項の規定の適用がある場合に限ります。）
1			
2			
3			

3　信託に関する権利の明細

番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量／固定資産税評価額	単価／倍数	財産価額	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額				①の金額から1,100千円控除した金額（千円未満は切捨てます。）に対し、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算した金額			③	

（注）１　「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「２　信託の明細」の「番号」を記入します。
２　「財産価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。
３　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4　贈与税額等の計算

④ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）	⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額	⑥ 贈与税の額（③×⑤÷④）	⑦ 外国税額控除後の贈与税額（⑥－②）	⑧ 控除する法人税等に相当する額（⑬欄の金額）	⑨ 差引税額（⑦－⑧）
円	円	円	円	円	円

（注）１　⑤欄は、上記３の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
２　⑧欄は、「５　控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑬欄の金額）を記入します。
３　⑨欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
４　⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑦欄に転記します。
５　信託の受託者が１人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

5　控除する法人税等に相当する額の計算

法人税及び事業税の額の基となる価額の計算				⑭ ⑬の価額に基づく法人税の額
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額（⑤欄の金額）	翌期控除事業税等相当額 ⑪ ⑩の価額に基づく事業税の額	翌期控除事業税等相当額 ⑫ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額	⑬ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑩－⑪－⑫）	
円	円	円	円	円
⑮ ⑪の価額に基づく事業税の額	⑯ ⑫の価額に基づく地方法人特別税の額	⑰ ⑭の金額に基づく道府県民税の額	⑱ ⑭の金額に基づく市町村民税の額	⑬ 法人税等に相当する額（⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱）
円	円	円	円	円

（注）１　⑫又は⑯の各欄は、⑪又は⑫の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
２　⑫又は⑯の各欄は、⑪又は⑫の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
３　⑭欄は、⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
４　⑰又は⑱の各欄は、⑭欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。

（資５－59－１－Ａ４統一）（平21．10）

改　正　後

6　信託財産責任負担債務の額の計算

① 表記信託に対する贈与税額（表面③欄の金額）	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算					⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の合計額（表面①欄の金額）	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額（②－③－④）		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円		円

⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

⑪ 法人税等に相当する額（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）	⑫ （①－⑪）の金額
円	円

番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ （⑫×⑭÷⑬）の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額（⑮－⑯）
	円	円	円	円	円

（注）1　この欄は、委託者について２以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「２　信託の明細」欄の番号を記入します。
3　⑪欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
4　⑪欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
5　⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
6　⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
7　⑫欄の金額（①－⑪）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
8　⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「３　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
9　⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
10　⑰欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
11　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
2　「１　委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
3　「２　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。
　なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
　また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第９条の４第２項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。
4　「３　信託に関する権利の明細」には、「２　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
　なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「２　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
5　「４　贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
　作成する明細書が１枚の場合には、表面「⑰」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑰」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。
6　「５　控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
7　「６　信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第１条の 10 第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改　正　前

6　信託財産責任負担債務の額の計算

① 表記信託に対する贈与税額（表面③欄の金額）	法人税及び事業税の額の基となる価額の計算					⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の合計額（表面①欄の金額）	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税の基となる価額（②－③－④）		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円		円

⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額
円	円	円	円

⑪ 法人税等に相当する額（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）	⑫ （①－⑪）の金額
円	円

番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ （⑫×⑭÷⑬）の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額（⑮－⑯）
	円	円	円	円	円

（注）1　この欄は、委託者について２以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第１条の10第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第２条第９項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。
2　「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「２　信託の明細」欄の番号を記入します。
3　⑪又は⑦の各欄は、②又は⑤の各欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
4　⑪又は⑧の各欄は、②又は⑤の各欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
5　⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
6　⑨又は⑩の各欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
7　⑫欄の金額（①－⑪）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
8　⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「３　信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。
9　⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
10　⑰欄の金額（⑮－⑯）がマイナスとなるときは「０」と記入します。
11　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書　き　か　た　等

この明細書は、相続税法第９条の４第１項又は第２項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1　「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
2　「１　委託者」欄には、委託者の住所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
3　「２　信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した（している）受益者等が存しない信託（相続税法第９条の４第１項又は第２項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。）のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した（している）受益者等が存しない信託についても記入してください。
　なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
　また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第９条の４第２項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者（信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等）の氏名及び住所を記入してください。
4　「３　信託に関する権利の明細」には、「２　信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
　なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「２　信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第 21 条の８に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
5　「４　贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した（している）受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
　作成する明細書が１枚の場合には、表面「⑰」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑰」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。
6　「５　控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
7　「６　信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第１条の 10 第１項及び第２項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改　正　後

提出用

平成２２年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名	

第一表の二（平成22年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税（住宅資金非課税限度額：1,500万円）の適用を受けます。（注１）

□ 私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）による改正前の租税特別措置法第70条の２（以下「旧70条の２」といいます。）第１項の規定による住宅取得等資金の非課税（住宅資金非課税限度額：500万円）の適用を受けます。

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住　所		平成　年　月　日
フリガナ　続柄		
氏　名		平成　年　月　日
生年月日　明・大・昭・平　年　月　日		
住宅取得等資金の合計額 ㉖		

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住　所		平成　年　月　日
フリガナ　続柄		
氏　名		平成　年　月　日
生年月日　明・大・昭・平　年　月　日		
住宅取得等資金の合計額 ㉗		

非課税限度額の計算	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	㉘
非課税限度額の計算	非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－㉘）	㉙
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）（㉙の金額を限度とします。）	㉜
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）（㉖に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㉝
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）（㉗に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㉞
	翌年に繰り越される非課税額（㉙－㉜）（注２）	㉟

㉝又は㉞に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉝又は㉞の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注）１　住宅取得等資金の非課税（住宅資金非課税限度額：1,500万円）の適用を受ける人で、平成22年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・　・	提出した税務署	税務署

２　平成21年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合又は平成22年分の贈与税の申告で旧70条の２第１項の適用を受ける場合には、㉟の翌年に繰り越される非課税額は０円となります。

※	税務署整理欄	整理番号	名簿	確認	

※印欄には記入しないでください。　（資５－10－１－３－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

提出用

平成２１年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名	

第一表の二（平成21年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の２第１項の規定による**住宅取得等資金の非課税**の適用を受けます。

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住　所		平成　年　月　日
フリガナ　続柄		
氏　名		平成　年　月　日
生年月日　明・大・昭　年　月　日		
住宅取得等資金の合計額 ㉝		

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 / 住宅取得等資金の金額
住　所		平成　年　月　日
フリガナ　続柄		
氏　名		平成　年　月　日
生年月日　明・大・昭　年　月　日		
住宅取得等資金の合計額 ㉞		

贈与者別の非課税の適用を受ける金額（㊲と㊳の合計額が500万円を超えないように㊲と㊳を記入します。）

㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲
㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴

住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算

㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲）（㉝に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵
㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳）（㉞に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊶
翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷

㊵又は㊶に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊵又は㊶の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

※	税務署整理欄	整理番号	名簿	確認	

※印欄には記入しないでください。　（資５－10－１－３－Ａ４統一）（平21.10）

改　正　後

控用

平成２２年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の二（平成22年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税（住宅資金非課税限度額：1,500万円）の適用を受けます。（注１）

□ 私は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）による改正前の租税特別措置法第70条の２（以下「旧70条の２」といいます。）第１項の規定による住宅取得等資金の非課税（住宅資金非課税限度額：500万円）の適用を受けます。

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉖		
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭・平　年　月　日		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉗		

非課税限度額の計算	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	㉘
	非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－㉘）	㉙
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚
	㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）（㉙の金額を限度とします。）	㉜
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）（㉖に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㉝
	㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）（㉗に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㉞
翌年に繰り越される非課税額（㉙－㉜）（注２）		㉟

㉝又は㉞に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㉝又は㉞の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注）１　住宅取得等資金の非課税（住宅資金非課税限度額：1,500万円）の適用を受ける人で、平成22年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・　・	提出した税務署	税務署

２　平成21年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合又は平成22年分の贈与税の申告で旧70条の２第１項の適用を受ける場合には、㉟の翌年に繰り越される非課税額は０円となります。

（資５－10－１－４－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

控用

平成２１年分贈与税の申告書　（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名

第一表の二（平成21年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

住宅取得等資金の非課税分

私は、次の贈与者からの贈与により取得した住宅取得等資金について租税特別措置法第70条の２第１項の規定による**住宅取得等資金の非課税**の適用を受けます。

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉝		
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ　続柄 氏名 生年月日　明・大・昭　年　月　日		平成　年　月　日
住宅取得等資金の合計額 ㉞		

贈与者別の非課税の適用を受ける金額（㊲と㊳の合計額が500万円を超えないように㊲と㊳を記入します。）		
㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	
㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	
住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算		
㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲）（㉝に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊵	
㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳）（㉞に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊶	
翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	

㊵又は㊶に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、㊵又は㊶の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（資５－10－１－４－Ａ４統一）（平21.10）

改　正　後

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 2

提出用

税務署受付印

受贈者の氏名

第二表（平成22年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□　私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位は円）

相続時精算課税分	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等 / 所在場所等 / 数量 / 単価 / 固定資産税評価額 / 倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
	住所	円	平成　年　月　日
		円　倍	
	フリガナ 氏名	円	平成　年　月　日
		円　倍	
	続柄 生年月日 年　月　日 明治1、大正2、昭和3、平成4	円	平成　年　月　日
		円　倍	

財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱	
特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲	
特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳	
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－⑳）	㉑	
税額の計算：⑳の控除後の課税価格（⑰－⑳）【1,000円未満切捨て】	㉒	000
㉒に対する税額（㉒×20％）	㉓	00
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉔	
差引税額（㉓－㉔）	㉕	

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎　上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	－
		財産細目コード	確認		

※印欄には記入しないでください。　（資５－10－２－１－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

提出用

税務署受付印

受贈者の氏名

第二表（平成21年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。

□　私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

□　私は、租税特別措置法第70条の３の２第１項の規定による**住宅資金特別控除の特例**の適用を受けます。

（単位は円）

相続時精算課税分	特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等 / 所在場所等 / 数量 / 単価 / 固定資産税評価額 / 倍数	財産を取得した年月日 財産の価額
	住所	円	平成　年　月　日
		円　倍	
	フリガナ 氏名	円	平成　年　月　日
		円　倍	
	続柄 生年月日 年　月　日 明治1、大正2、昭和3	円	平成　年　月　日
		円　倍	

課税価格の計算：財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱	
⑰のうち　住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
特別控除額の計算：㉒の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉔	
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉕	
特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉖	
特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗	
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉗）	㉘	
税額の計算：㉗の控除後の課税価格（㉔－㉗）【1,000円未満切捨て】	㉙	000
㉙に対する税額（㉙×20％）	㉚	00
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉛	
差引税額（㉚－㉛）	㉜	

上記⑳及び㉕の金額を適用した申告の状況	申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	
	署	平成　年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

※	税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	－	確認

※印欄には記入しないでください。　（資５－10－２－１－Ａ４統一）（平21.10）

◎　上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改　正　後

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

控用

税務署受付印

受贈者の氏名

控

第二表（平成22年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□　私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	財産を取得した年月日 財産の価額
	所在場所等			固定資産税評価額	倍数	
住所					円	平成□□年□□月□□日
				円	倍	
フリガナ 氏名					円	平成□□年□□月□□日
				円	倍	
続柄 生年月日 □ □□年□□月□□日 明治1、大正2、昭和3、平成4					円	平成□□年□□月□□日
				円	倍	

課税価格の計算

財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱	
特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲	
特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳	
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－⑳）	㉑	

税額の計算

⑳の控除後の課税価格（⑰－⑳）【1,000円未満切捨て】	㉒	○○○
㉒に対する税額（㉒×20％）	㉓	○○
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉔	
差引税額（㉓－㉔）	㉕	

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成　年分	
署	平成　年分	
署	平成　年分	
署	平成　年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎　上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

（資５－10－２－２－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

控用

税務署受付印

受贈者の氏名

控

第二表（平成21年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください。

□　私は、租税特別措置法第70条の３第１項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

□　私は、租税特別措置法第70条の３の２第１項の規定による**住宅資金特別控除の特例**の適用を受けます。

（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細 種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	財産を取得した年月日 財産の価額
	所在場所等			固定資産税評価額	倍数	
住所					円	平成□□年□□月□□日
				円	倍	
フリガナ 氏名					円	平成□□年□□月□□日
				円	倍	
続柄 生年月日 □ □□年□□月□□日 明治1、大正2、昭和3					円	平成□□年□□月□□日
				円	倍	

課税価格の計算

財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱	
⑰のうち　住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲	
住宅資金特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	

税額の計算

㉒の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉔	
特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉕	
特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉖	
特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗	
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉗）	㉘	
㉗の控除後の課税価格（㉔－㉗）【1,000円未満切捨て】	㉙	○○○
㉙に対する税額（㉙×20％）	㉚	○○
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉛	
差引税額（㉚－㉛）	㉜	

上記㉔及び㉕の金額を適用した申告の状況

申告した税務署名	適用した年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成　年分	
署	平成　年分	
署	平成　年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

（資５－10－２－２－Ａ４統一）（平21.10）

◎　上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改　正　後

提出用

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

（平成22年分以降用）

贈与者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑・採草放牧地・準農地の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別	所在場所	面積 / 固定資産税評価額	単価 / 倍数	価額
			㎡ / 円	円 / 倍	円
合計			㎡		Ⓐ

Ⅱ　納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額（申告書第一表の⑪の金額）	⑥	円 00
農地等以外の財産の価額（申告書第一表の①の金額 － 上欄のⒶの金額）	①	円	相続時精算課税の差引税額の合計額（申告書第一表の⑨の金額）	⑦	
配偶者控除額（申告書第一表の②の金額）	②				
基礎控除額	③	1,100,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑤＋⑦）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	⑧	00
農地等以外の課税価格（①－②－③）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	④	,000			
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使って計算します。）	⑤	00	納税猶予税額（⑥－⑧）	⑨	00

（資5－11－1－A4統一）（平22.10）

改　正　前

提出用

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

（平成十八年分以降用）

贈与者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑・採草放牧地・準農地の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別	所在場所	面積 / 固定資産税評価額	単価 / 倍数	価額
			㎡ / 円	円 / 倍	円
合計			㎡		Ⓐ

Ⅱ　納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額（申告書第一表の⑪の金額）	⑥	円 00
農地等以外の財産の価額（申告書第一表の①の金額 － 上欄のⒶの金額）	①	円	相続時精算課税の差引税額の合計額（申告書第一表の⑨の金額）	⑦	
配偶者控除額（申告書第一表の②の金額）	②				
基礎控除額	③	1,100,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑤＋⑦）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	⑧	00
農地等以外の課税価格（①－②－③）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	④	,000			
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使って計算します。なお、平成17年分以降に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑨の金額）	⑤	00	納税猶予税額（⑥－⑧）	⑨	00

（資5－11－1－A4統一）（平18.10）

改　正　後	改　正　前

改正後

控用

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

（平成22年分以降用）

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑採草放牧地準農地の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別	所　在　場　所	面　積 / 固定資産税評価額	単　価 / 倍　数	価　額
			㎡ / 円	円 / 倍	円
合　計			㎡		Ⓐ

Ⅱ　納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額（申告書第一表の⑪の金額）	⑥	円 00
農地等以外の財産の価額（申告書第一表の①の金額 － 上欄のⒶの金額）	①	円	相続時精算課税の差引税額の合計額（申告書第一表の⑲の金額）	⑦	
配偶者控除額（申告書第一表の②の金額）	②				
基　礎　控　除　額	③	1, 100, 000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑤＋⑦）（100 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 100 円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	⑧	00
農地等以外の課税価格（①－②－③）（1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	④	,000			
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使って計算します。）	⑤	00	納　税　猶　予　税　額（⑥－⑧）	⑨	00

（資５－１１－１－Ａ４統一）（平 22. 10）

改正前

控用

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受贈者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生　年　月　日（明・大・昭　　年　　月　　日）

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

（平成十八年分以降用）

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

Ⅰ　納税猶予の適用を受ける農地等の明細

田・畑採草放牧地準農地の別	地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の場合のその別	所　在　場　所	面　積 / 固定資産税評価額	単　価 / 倍　数	価　額
			㎡ / 円	円 / 倍	円
合　計			㎡		Ⓐ

Ⅱ　納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額（申告書第一表の⑪の金額）	⑥	円 00
農地等以外の財産の価額（申告書第一表の①の金額 － 上欄のⒶの金額）	①	円	相続時精算課税の差引税額の合計額（申告書第一表の⑲の金額）	⑦	
配偶者控除額（申告書第一表の②の金額）	②				
基　礎　控　除　額	③	1,100,000	農地等以外の財産に対する贈与税額（⑤＋⑦）（100円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が100円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	⑧	00
農地等以外の課税価格（①－②－③）（1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。）	④	,000			
④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の速算表を使って計算します。なお、平成17年分以前に住宅取得資金等の贈与の特例を受けている場合には、「住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書」の⑮の金額）	⑤	00	納　税　猶　予　税　額（⑥－⑧）	⑨	00

（資５－11－２－Ａ４統一）（平18. 10）

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

（平成22年4月分以降用）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名（裏面の「1」参照）	

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。

この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1　特例受贈非上場株式等に係る会社

①　会社名		⑦　贈与の時における経営承継受贈者の役職名			
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）	⑧　経営承継受贈者が役員等に就任した年月日		平成　年　月　日	
③　事業種目		⑨　経済産業大臣の認定の状況	設定年月日	平成　年　月　日	
④　贈与の時における資本金の額	円		認定番号		
⑤　贈与の時における資本準備金の額	円	⑩　会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無		有	無
⑥　贈与の時における従業員数	人				

2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	①　贈与の時における発行済株式等の総数等	②　発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a）（①×2／3）（1株・口・円未満の端数切上げ）	③　贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④　経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤　贈与により取得した株式等の数等（d）
・　・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

⑥　特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）	⑦　⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧　1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）	⑨　価　額（⑦×⑧）
(イ) a>b+c の場合　⇒ b ※　b>d の場合は、特例適用不可 (ロ) a≦b+c の場合 ⇒ (a−c) ※ (a−c) >d の場合及び (a−c) が赤字の場合は、特例適用不可			
株・口・円	株・口・円	円	A　円

3　株式等納税猶予税額の計算

①　上記2の⑨欄「A」の価額	②　基礎控除額	③　(①−②) の金額（1,000円未満切捨て）	④　③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）
円	1,100,000円	,000円	00円

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	①　価　額	出資者・贈与者の氏名・名称
・　・						円	
・　・							
・　・							
②　現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③　会社のすべての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④　現物出資等資産の保有割合（②／③）						%	

※印欄には記入しないでください。

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	−	入力		確認			

（資5−11−6−A4統一）（平22.10）

改　正　前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名（裏面「1」参照）	

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。

1　特例受贈非上場株式等に係る会社

①　会社名		⑥　贈与の時における従業員数			人
②　会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）	⑦　贈与の時における経営承継受贈者の役職名			
③　事業種目		⑧　経営承継受贈者が役員等に就任した年月日		平成　年　月　日	
④　贈与の時における資本金の額	円	⑨　経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成　年　月　日	
⑤　贈与の時における資本準備金の額	円		認定番号		

(注)　1　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
　　2　⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。

2　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	①　贈与の時における発行済株式等の総数等	②　発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a）（①×2／3）（1株・口・円未満の端数切上げ）	③　贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④　経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤　贈与により取得した株式等の数等（d）
・　・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

⑥　特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）	⑦　⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧　1株（口・円）当たりの価額	⑨　価　額（⑦×⑧）
(イ) a>b+c の場合　⇒ b ※　b>d の場合は、特例適用不可 (ロ) a≦b+c の場合 ⇒ (a−c) ※ (a−c) >d の場合及び (a−c) が赤字の場合は、特例適用不可			
株・口・円	株・口・円	円	A　円

(注)　1　①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
　　2　この特例の適用を受けるには、⑥欄の(イ)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ロ)に該当する場合には (a−c) 以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
　　3　⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
　　4　この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3　株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。

3　株式等納税猶予税額の計算

①　上記2の⑨欄「A」の価額	②　基礎控除額	③　(①−②) の金額（1,000円未満切捨て）	④　③に対する税額（株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）
円	1,100,000円	,000円	00円

(注)　④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。

4　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の2(1)参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	①　価　額	出資者・贈与者の氏名・名称
・　・						円	
・　・							
・　・							
②　現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③　会社のすべての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④　現物出資等資産の保有割合（②／③）						%	

※印欄には記入しないでください。

上記の明細の内容に相違ありません。　　平成　年　月　日

所在地

会社名

代表者氏名　　印

(注)　この明細書の記載に当たっては裏面の「2」をご覧ください。

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	−	入力		確認			

（資5−11−6−A4統一）（平21.10）

改　正　後

《 書 き か た 等 》

1　この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

(1)　異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(2)　異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(3)　同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
※　贈与者が贈与の時において会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。

2　「１　特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項

(1)　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
(2)　⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第６条第１項第７号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(3)　⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８第６項の特別の関係がある会社をいいます。３(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第７項に規定する関係をいいます。３(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の８第11項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3　「２　特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項

(1)　①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2)　この特例の適用を受けるには、⑥欄の(ｲ)に該当する場合にはｂの全部、⑥欄の(ﾛ)に該当する場合には（ａ－ｃ）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
(3)　⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の８第11項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
(4)　この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「３　株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のＡ欄の金額とこの計算書以外の計算書のＡ欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の１の①欄に記入します。

4　「３　株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。
また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。

5　「４　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

(1)　「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の８第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2)　①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3)　③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社のすべての資産の価額の合計額を記入します。
(4)　④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5)　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改　正　前

《 書 き か た 等 》

1　この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

（１）　異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
（２）　異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
（３）　同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
※　贈与者が贈与の時において会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。

2　「４　会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

（１）　「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の８第９項に定める特別の関係がある者をいいます。
（２）　①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。

（３）　③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社のすべての資産の価額の合計額を記入します。
（４）　④欄の保有割合が 70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
（５）　この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

（平成21年4月分以降用）

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を２以上作成する必要がある場合に使用します。

1　按分前の株式等納税猶予税額の計算

①　各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額	円
②　基礎控除額	1,100,000
③　②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）	,000
④　③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	

2　按分後の株式等納税猶予税額の計算

①　会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算

	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ			上記１の④×（イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	円 00
ロ			上記１の④×（ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	00
ハ			上記１の④×（ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	00
ニ			上記１の④×（ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	00
ホ			上記１の④×（ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	00

②　按分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	00

（注）１　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
　　２　②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。

※	税務署整理欄	入力		確認					

※印欄には記入しないでください。

（資５－１１－７－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を２以上作成する必要がある場合に使用します。

1　按分前の株式等納税猶予税額の計算

①　各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額	円
②　基礎控除額	１，１００，０００
③　②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）	，０００
④　③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）	

2　按分後の株式等納税猶予税額の計算

①　会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算

	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	
イ			上記１の④×（イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	円 ００
ロ			上記１の④×（ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	００
ハ			上記１の④×（ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	００
ニ			上記１の④×（ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	００
ホ			上記１の④×（ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 ／ 上記１の①欄の価額）	００

②　按分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	００

（注）１　上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
　　２　②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に移記します。

※	税務署整理欄	入力		確認					

※印欄には記入しないでください。

（資５－１１－７－Ａ４統一）（平21.10）

改　正　後

提出用

平成２２年分贈与税の修正申告書（別表）

第三表（平成22年分用）（第三表は、申告書第一表、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ）又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

税務署受付印

（単位は円）

❶ 修正前の課税額（第一表）

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円	②	
	基礎控除額	③	110000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	0000
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
相続時精算課税分 Ⅱ	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	00
	農地等納税猶予税額	⑫	00
	株式等納税猶予税額	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名　　住宅取得等資金の合計額	㉖	
	贈与者の氏名　　住宅取得等資金の合計額	㉗	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算		
	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	㉘	
	非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－㉘）	㉙	
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
	㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）	㉜	
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算		
	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）	㉝	
	㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）	㉞	
	翌年に繰り越される非課税額（㉙－㉜）	㉟	

❸ 修正前の課税額（第二表）

相続時精算課税分	特定贈与者の氏名		
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
	特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱	
	特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲	
	特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－⑳）	㉑	
	税額の計算：⑳の控除後の課税価格（⑰－⑳）【1,000円未満切捨て】	㉒	000
	㉒に対する税額（㉒×20%）	㉓	00
	外国税額の控除額	㉔	
	差引税額（㉓－㉔）	㉕	

特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額（第一表）」及び「❹ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		義務的確認期限	年　月　日

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－３－１－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

提出用

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

第三表（平成21年分以降用）（第三表は、申告書第一表、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合のみ）又は第二表（相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。）

受贈者の氏名

税務署受付印

（単位は円）

❶ 修正前の課税額（第一表）

Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）　円	②	
	基礎控除額	③	110000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	000
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
相続時精算課税分 Ⅱ	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	00
	農地等納税猶予税額	⑫	00
	株式等納税猶予税額	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分	贈与者別の非課税の適用を受ける金額：贈与者の氏名　　住宅取得等資金の合計額	㉝	
	贈与者の氏名　　住宅取得等資金の合計額	㉞	
	㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	
	㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算（住宅取得資金のみ）：㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲）	㊵	
	㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳）	㊶	
	翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	

❸ 修正前の課税額（第二表）

相続時精算課税分	特定贈与者の氏名		
	課税価格の計算：財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
	⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱	
	⑰のうち　住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲	
	住宅資金特別控除額の計算：過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
	住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
	住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
	特別控除額の計算：㉒の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉔	
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉕	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉖	
	特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉗）	㉘	
	税額の計算：㉔の控除後の課税価格（㉔－㉗）【1,000円未満切捨て】	㉙	000
	㉙に対する税額（㉙×20%）	㉚	00
	外国税額の控除額	㉛	
	差引税額（㉚－㉛）	㉜	

特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額（第一表）」及び「❹ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		義務的確認期限	年　月　日

※印欄には記入しないでください。

（資５－10－３－１－Ａ４統一）（平21.10）

改　正　後

控用

平成２２年分贈与税の修正申告書（別表）

税務署受付印

受贈者の氏名	

第三表（平成22年分用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

❶ 修正前の課税額（第一表）

（単位は円）

区分	項目	番号	金額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円	②	
	基礎控除額	③	1100000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	000
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	00
	農地等納税猶予税額	⑫	00
	株式等納税猶予税額	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

区分	小区分	項目	番号	金額
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉖	
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉗	
	非課税限度額の計算	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	㉘	
		非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－㉘）	㉙	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
		㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
		非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）	㉜	
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）	㉝	
		㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）	㉞	
		翌年に繰り越される非課税額（㉙－㉜）	㉟	

❸ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額(第一表)」及び「❹ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか１枚に記入してください。

区分	小区分	項目	番号	金額
相続時精算課税分		財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱	
		特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲	
		特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳	
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－⑳）	㉑	
	税額の計算	⑳の控除後の課税価格（⑰－⑳）【1,000円未満切捨て】	㉒	000
		㉒に対する税額（㉒×20%）	㉓	00
		外国税額の控除額	㉔	
		差引税額（㉓－㉔）	㉕	

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

（資５－10－３－２－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

控用

平成□□年分贈与税の修正申告書（別表）

税務署受付印

受贈者の氏名	

第三表（平成21年分以降用）

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

❶ 修正前の課税額（第一表）

（単位は円）

区分	項目	番号	金額
Ⅰ 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①	
	配偶者控除額（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円	②	
	基礎控除額	③	1100000
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④	000
	④に対する税額	⑤	
	外国税額の控除額	⑥	
	差引税額（⑤－⑥）	⑦	
Ⅱ 相続時精算課税分	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧	
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨	
Ⅲ 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩	
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪	00
	農地等納税猶予税額	⑫	00
	株式等納税猶予税額	⑬	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭	00

❷ 修正前の非課税額（第一表の二）

区分	小区分	項目	番号	金額
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉝	
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	㉞	
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額	㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲	
		㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳	
		贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高500万円）	㊴	
	住宅取得等資金のうち贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲）	㊵	
		㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳）	㊶	
		翌年に繰り越される非課税額（500万円－㊴）	㊷	

❸ 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「❶ 修正前の課税額(第一表)」及び「❹ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか１枚に記入してください。

区分	小区分	項目	番号	金額
相続時精算課税分	課税価格の計算	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	
		⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱	
		⑰のうち　住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲	
	住宅資金特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	⑳	
		住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑳）	㉑	
		住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒	
	特別控除額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉔	
		過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉕	
		特別控除額の残額（2,500万円－㉕）	㉖	
		特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗	
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉕－㉗）	㉘	
	税額の計算	㉗の控除後の課税価格（㉔－㉗）【1,000円未満切捨て】	㉙	000
		㉙に対する税額（㉙×20%）	㉚	00
		外国税額の控除額	㉛	
		差引税額（㉚－㉛）	㉜	

❹ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

（資５－10－３－２－Ａ４統一）（平21.10）

改　正　後

書　き　か　た　等

1　修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注）　修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告する場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告する場合に記入してください。

2　この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。

(1)　「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）　住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が３名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❹修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか１枚のみに記入してください。

(2)　「❹修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3　申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「Ⅰ　暦年課税分」、「Ⅱ　相続時精算課税分」及び「Ⅲ　合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)　「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑪－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4)　「⑮」欄には、申告書第一表の「⑪」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑪」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(5)　「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑭－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6)　「⑯」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4　申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成22年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5　申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6　納付すべき税額（申告書第一表の「⑯」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎　延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額		延滞税の割合		期　間(日　数)		延　滞　税　の　額
10,000円未満の端数切捨て	×	7.3%（注）	×	法定納期限の翌日から完納の日まで	＝	１００円未満の端数切捨て
			３６５			

（注）　延滞税の割合は、年単位（１／１～12／31）で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。
・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過する日まで…年「7.3％」と「前年の11／30の日本銀行が定める基準割引率＋４％」のいずれか低い割合
・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過した日以後…年「14.6％」

○　本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
○　計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
○　申告書を提出してから１年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

改　正　前

書　き　か　た　等

1　修正申告は、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二又は第二表に記入して、一緒に提出してください。

（注）　修正申告書（別表）の「❷修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税の適用がある場合に記入し、また「❸修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税の適用がある場合に記入してください。

2　この修正申告書（別表）の各欄は、次により記入してください。

(1)　「❶修正前の課税額（第一表）」、「❷修正前の非課税額（第一表の二）」及び「❸修正前の課税額（第二表）」の各欄は、修正申告を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

（注）　住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が３名以上いる場合は、別葉（修正申告書（別表））を作成してください。また、相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。これらの場合、「❶修正前の課税額（第一表）」欄及び「❹修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか１枚のみに記入してください。

(2)　「❹修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3　申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分の贈与税の申告書」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「Ⅰ　暦年課税分」、「Ⅱ　相続時精算課税分」及び「Ⅲ　合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)　「差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額」欄の「(⑪－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(4)　「⑮」欄には、申告書第一表の「⑪」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑪」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(5)　「申告期限までに納付すべき税額の増加額」欄の「(⑭－第三表「平成　　年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭)」の空欄には修正する年分の数字を記入してください。

(6)　「⑯」欄には、申告書第一表の「⑭」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「⑭」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4　申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成21年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5　申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)　「平成□□年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の□□に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)　「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6　納付すべき税額（申告書第一表の「⑯」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第二表、修正申告書（別表））を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難なときは、税務署（徴収担当）にご相談ください。

◎　延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額		延滞税の割合		期　間(日　数)		延　滞　税　の　額
10,000円未満の端数切捨て	×	7.3%（注）	×	申告期限の翌日から完納の日まで	＝	１００円未満の端数切捨て
			３６５			

（注）　延滞税の割合は、年単位（１／１～12／31）で適用することとなります。
具体的には次のとおりです。
・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過する日まで…年「7.3％」と「前年の11／30の日本銀行の定める基準割引率＋４％」のいずれか低い割合
・　修正申告書を提出した日の翌日から２月を経過した日以後…年「14.6％」

○　本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税は納付する必要はありません。
○　延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
○　申告書を提出してから１年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

改　正　後

（平成21年分以降用）

税務署受付印

相続時精算課税選択届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名（生年月日）	㊞ （大・昭・平　　年　　月　　日）
	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成＿＿＿年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成　　年　　月　　日

３　添付書類

次の（１）～（４）のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）□　**受贈者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類

①　受贈者の氏名、生年月日

②　受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

（２）□　**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

（３）□　**特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

（４）□　**特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

(注)１　租税特別措置法第 70 条の３((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

２　(３)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後(租税特別措置法第 70 条の３の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(４)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿		確認	

※印欄には記入しないでください。　　（資５－４２－Ａ４統一）　(平22.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

改　正　前

（平成21年分以降用）

税務署受付印

相続時精算課税選択届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名（生年月日）	㊞ （大・昭　　年　　月　　日）
	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成＿＿＿年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成　　年　　月　　日

３　添付書類

次の（１）～（４）のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

（１）□　**受贈者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類

①　受贈者の氏名、生年月日

②　受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

（２）□　**受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

（３）□　**特定贈与者の住民票の写し**その他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

（４）□　**特定贈与者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（特定贈与者の平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）

(注)１　租税特別措置法第 70 条の３((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成 15 年１月１日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

２　(３)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後(租税特別措置法第 70 条の３の適用を受ける場合を除きます。)又は平成 15 年１月１日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(４)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿		確認	

※印欄には記入しないでください。　　（資５－４２－Ａ４統一）　(平21.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

改　正　後	改　正　前
書　き　か　た　等 1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。 2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**）。 　なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。 3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。 4　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5　「2　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。 6　「3　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。 7　その他 （1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 （2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 　この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。	**書　き　か　た　等** 1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。 2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**）。 　なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。 3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。 4　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5　「2　年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。 6　「3　添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。 7　その他 （1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 （2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 　この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改　正　後

税務署受付印

平成___年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

（平成21年4月1日以降の贈与用）

平成___年___月___日

_____税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		㊞
	氏名（生年月日）	（大・昭・平　　年　　月　　日）	
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の５第１項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の２の２第６項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名（生年月日）	（明・大・昭・平　　年　　月　　日）

2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	_____署　平成_____年分

3　特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
・　・（　　）			ha	円
・　・（　　）				
・　・（　　）				
合計		立木		
		土地等		

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4　添付書類

次の書類が必要となります。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認

※印欄には記入しないでください。

（資５－46－Ａ４統一）（平22.10）

改　正　前

税務署受付印

平成___年分　特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書

（平成21年4月1日以降の贈与用）

平成___年___月___日

_____税務署長　殿

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）	
	フリガナ		㊞
	氏名（生年月日）	（大・昭　　年　　月　　日）	
	特定贈与者との続柄		

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林施業計画対象山林について、租税特別措置法第69条の５第１項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の２の２第６項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

1　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名（生年月日）	（明・大・昭　　年　　月　　日）

2　相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	_____署　平成_____年分

3　特例の適用を受ける特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項

森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
・　・（　　）			ha	円
・　・（　　）				
・　・（　　）				
合計		立木		
		土地等		

（注）上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4　添付書類

次の書類が必要となります。
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し及びその森林施業計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	㊞	電話番号	

※	税務署整理欄	整理番号		名簿		確認

※印欄には記入しないでください。

（資５－46－Ａ４統一）（平21.10）

改　正　後

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

（第一表の二）（平成22年分用）

氏名　　殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の⑧欄又は⑨欄の金額は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ　暦年課税分」欄、又は「平成　　年分贈与税　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「０」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区　　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
住宅取得等資金の合計額１	①	円	円	円
住宅取得等資金の合計額２	②			
平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	③			
非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－③）	④			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			
非課税の適用を受ける金額の合計額（⑤＋⑥）	⑦			
①のうち課税価格に算入される金額（①－⑤）	⑧			
②のうち課税価格に算入される金額（②－⑥）	⑨			
翌年に繰り越される非課税額（④－⑦）	⑩			

（　）枚のうち（　）枚目　　（資5－23－3－1－A4統一）

改　正　前

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

（第一表の二）

氏名　　殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の⑧欄又は⑨欄の金額は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ　暦年課税分」欄、又は「平成　　年分贈与税　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「０」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区　　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
住宅取得等資金の合計額１	①	円	円	円
住宅取得等資金の合計額２	②			
年分の申告において非課税の適用を受けた住宅取得等資金の合計額（最高500万円）	③			
住宅取得等資金の非課税の適用残額（500万円－③）	④			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥			
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（⑤＋⑥）（最高‥500万円又は④の金額のうち低い金額）	⑦			
①のうち課税価格に算入される金額（①－⑤）	⑧			
②のうち課税価格に算入される金額（②－⑥）	⑨			
年分の住宅取得等資金の贈与へ繰り越される非課税額（500万円－③－⑦）	⑩			

（　）枚のうち（　）枚目　　（資5－23－3－1－A4統一）

改　正　後

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

（第二表）（平成22年分以降用）

〔相続時精算課税分に係る明細〕

氏名　　殿

この表は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ　相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

特定贈与者の氏名	

区　　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円	円
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	②			
特別控除額の残額（2,500万円－②）	③			
特別控除額（①の金額と③の金額のいずれか低い金額）	④			
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－②－④）	⑤			
④の控除後の課税価格（①－④）	⑥	,000	,000	,000
⑥に対する税額（⑥×20％）	⑦	00	00	00
外国税額の控除額	⑧			
差引税額（⑦－⑧）	⑨			

（　　）枚のうち（　　）枚目　　（資５－23－２－１－Ａ４統一）

改　正　前

平成　　年分贈与税　　通知書
及び加算税の賦課決定通知書

（通知用）

（第二表）

〔相続時精算課税分に係る明細〕

氏名　　殿

この表は、「平成　　年分贈与税　　通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ　相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。

○課税標準等及び税額等の計算明細

特定贈与者の氏名	

区　　分		当初課税額（　　額）	額	増減（△）差額
財産の価額の合計額（課税価格）	①	円	円	円
①のうち住宅取得等資金の額	②			
①のうち住宅取得等資金以外の額（①－②）	③			
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）	④			
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－④）	⑤			
住宅資金特別控除額（②の金額と⑤の金額のいずれか低い金額）	⑥			
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－④－⑥）	⑦			
⑥の控除後の課税価格（①－⑥）	⑧			
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑨			
特別控除額の残額（2,500万円－⑨）	⑩			
特別控除額（⑧の金額と⑩の金額のいずれか低い金額）	⑪			
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑨－⑪）	⑫			
⑪の控除後の課税価格（⑧－⑪）	⑬	,000	,000	,000
⑬に対する税額（⑬×20％）	⑭	00	00	00
外国税額の控除額	⑮			
差引税額（⑭－⑮）	⑯			

（　　）枚のうち（　　）枚目　　（資５－23－２－１－Ａ４統一）

改　正　後

【平成　　年分】保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）

譲渡者	住所		氏名		電話番号	(　　)
関与税理士	住所		氏名		電話番号	(　　)

保証債務の明細

主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
	年　月　日		円
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額
	年　月　日	円	Ⓐ　円
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	Ⓐのうち既に支払を受けた金額
	年　月　日	Ⓑ　円	円

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細

短期・長期の区分		短期・長期	短期・長期	短期・長期
資産の所在地番				
資産の種類				
資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
譲渡先	住所又は所在地			
譲渡先	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
譲渡した年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日
譲渡資産を取得した時期		年　月　日	年　月　日	年　月　日
譲渡価額の総額		円	円	円

譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額

求償権の行使不能額（上のⒷの金額）		Ⓒ	円
所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額	総所得金額（申告書B第一表の⑨に相当する金額）(注1)	Ⓓ	円
	山林所得金額（申告書第三表の㊿に相当する金額）	Ⓔ	円
	退職所得金額（申告書第三表の㊾に相当する金額）	Ⓕ	円
	小計（Ⓓ+Ⓔ+Ⓕ。赤字のときは0）	Ⓖ	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊿に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓗ	円
	分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額（繰越控除後）（申告書第三表の㊿+㊿に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓘ	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（損益通算及び繰越控除後）（申告書第三表の㊿に相当する金額）	Ⓙ	円
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額（繰越控除後）（申告書第三表の㊿に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓚ	円
	合計（Ⓖ+Ⓗ+Ⓘ+Ⓙ+Ⓚ）	Ⓛ	円

所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額	総合課税の短期・長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㋐+㋑に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓜ	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額（Ⓗの金額）	Ⓝ	円
	分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額(繰越控除後)（Ⓘの金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0）	Ⓞ	円
	分離課税の先物取引に係る譲渡所得の金額(繰越控除後)（Ⓚの金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0）	Ⓟ	円
	合計（Ⓜ+Ⓝ+Ⓞ+Ⓟ）	Ⓠ	円
	山林所得金額（Ⓔの金額。赤字のときは0）	Ⓡ	円
譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（Ⓒ・Ⓛ・Ⓠのうち低い金額又はⒸ・Ⓛ・Ⓡのうち低い金額）		Ⓢ	円

求償権が行使不能となった事情の説明	

（注）1　総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「Ⓓ」の金額は、申告書B第一表の「⑨＋(㋑＋㋒)×½」の金額となります。
2　「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3　「Ⓢ」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㊙×××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署におたずねください。

（資6－12－A4統一）
(平成22年分以降用)
H22.11

改　正　前

【平成　　年分】保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）

譲渡者	住所		氏名		電話番号	(　　)
関与税理士	住所		氏名		電話番号	(　　)

保証債務の明細

主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称
債権者	住所又は所在地		氏名又は名称
保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額
	年　月　日		円
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額
	年　月　日	円	Ⓐ　円
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	Ⓐのうち既に支払を受けた金額
	年　月　日	Ⓑ　円	円

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細

短期・長期の区分		短期・長期	短期・長期	短期・長期
資産の所在地番				
資産の種類				
資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
譲渡先	住所又は所在地			
譲渡先	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)
譲渡した年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日
譲渡資産を取得した時期		年　月　日	年　月　日	年　月　日
譲渡価額の総額		円	円	円

譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額

求償権の行使不能額（上のⒷの金額）		Ⓒ	円
所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額	総所得金額（申告書B第一表の⑨に相当する金額）(注1)	Ⓓ	円
	山林所得金額（申告書第三表の㊿に相当する金額）	Ⓔ	円
	退職所得金額（申告書第三表の㊾に相当する金額）	Ⓕ	円
	小計（Ⓓ+Ⓔ+Ⓕ。赤字のときは0）	Ⓖ	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額（申告書第三表の㊿に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓗ	円
	分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額（繰越控除後）（申告書第三表の㊿+㊿に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓘ	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（損益通算及び繰越控除後）（申告書第三表の㊿に相当する金額）	Ⓙ	円
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額（繰越控除後）（申告書第三表の㊿に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓚ	円
	合計（Ⓖ+Ⓗ+Ⓘ+Ⓙ+Ⓚ）	Ⓛ	円

所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額	総合課税の短期・長期譲渡所得の金額（申告書B第一表の㋐+㋑に相当する金額。赤字のときは0）	Ⓜ	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額（Ⓗの金額）	Ⓝ	円
	分離課税の株式等に係る譲渡所得の金額(繰越控除後)（Ⓘの金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0）	Ⓞ	円
	合計（Ⓜ+Ⓝ+Ⓞ）	Ⓟ	円
	山林所得金額（Ⓔの金額。赤字のときは0）	Ⓠ	円
譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額（Ⓒ・Ⓛ・Ⓟのうち低い金額又はⒸ・Ⓛ・Ⓠのうち低い金額）		Ⓡ	円

求償権が行使不能となった事情の説明	

（注）1　総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「Ⓓ」の金額は、申告書B第一表の「⑨＋(㋑＋㋒)×½」の金額となります。
2　「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3　「Ⓡ」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㊙×××円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署におたずねください。

（資6－12－A4統一）
(平成21年分以降用)
H21.11

改　正　後	改　正　前
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 **1　使用目的** この明細書は、納税者が所得税法第64条第２項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。 **2　記載要領等** (1)　「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。 (2)　「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「Ⓓ」欄から「Ⓢ」欄までの各欄には、所得税法第64条第２項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。 (3)　「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。	**保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書** **1　使用目的** この明細書は、納税者が所得税法第64条第２項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。 **2　記載要領等** (1)　「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。 (2)　「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「Ⓓ」欄から「Ⓡ」欄までの各欄には、所得税法第64条第２項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。 (3)　「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改　正　後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の３第８項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2　記載要領等

⑴　「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

⑵　「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

⑶　本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後２年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の２第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

⑷　本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

⑸　本文中の〔　〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

（参考）　租税特別措置法第31の２第２項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日	
	平成20年１月１日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第17号	第16号

改　正　前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の３第８項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2　記載要領等

⑴　「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

⑵　「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

⑶　本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後２年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の２第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

⑷　本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

⑸　本文中の〔　〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

（参考）　租税特別措置法第31条の２第２項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日		
	平成19年１月１日～平成19年９月27日	平成19年９月28日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第16号	第17号	第16号

改　正　後

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の３第１項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2　記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※１及び※３については該当する文字等を記載し、※２及び※４については該当箇所を○で囲んでください。

<table>
<tr><th colspan="2">※１</th><th rowspan="3">※２</th><th rowspan="3">※３</th><th rowspan="3">※４</th></tr>
<tr><th colspan="2">譲　渡　年　月　日</th></tr>
<tr><th>平成20年１月１日
～
平成21年３月31日</th><th>平成21年４月１日
以降</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第13号</td><td rowspan="2">―</td><td rowspan="3">一団の宅地の造成</td><td>ロ</td><td>国土交通大臣の証する書類の写し</td></tr>
<tr><td>ホ</td><td>検査済証の写し</td></tr>
<tr><td>第15号</td><td>第14号</td><td>ハ(2)</td><td>都道府県知事の証する書類の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第16号</td><td rowspan="2">第15号</td><td>一団の住宅の建設</td><td rowspan="2">ハ</td><td rowspan="2">検査済証の写し</td></tr>
<tr><td>中高層の耐火共同住宅の建設</td></tr>
</table>

改　正　前

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1　使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の３第１項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2　記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※１及び※３については該当する文字等を記載し、※２及び※４については該当箇所を○で囲んでください。

<table>
<tr><th colspan="3">※１</th><th rowspan="3">※２</th><th rowspan="3">※３</th><th rowspan="3">※４</th></tr>
<tr><th colspan="3">譲　渡　年　月　日</th></tr>
<tr><th>平成19年１月１日
～
平成19年９月27日</th><th>平成19年９月28日
～
平成21年３月31日</th><th>平成21年４月１日
以降</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第12号</td><td rowspan="2">第13号</td><td rowspan="2">―</td><td rowspan="3">一団の宅地の造成</td><td>ロ</td><td>国土交通大臣の証する書類の写し</td></tr>
<tr><td>ホ</td><td>検査済証の写し</td></tr>
<tr><td>第14号</td><td>第15号</td><td>第14号</td><td>ハ(2)</td><td>都道府県知事の証する書類の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第15号</td><td rowspan="2">第16号</td><td rowspan="2">第15号</td><td>一団の住宅の建設</td><td rowspan="2">ハ</td><td rowspan="2">検査済証の写し</td></tr>
<tr><td>中高層の耐火共同住宅の建設</td></tr>
</table>

改　正　後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日
	平成20年１月１日 以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日			
	平成16年１月１日 ～ 平成16年３月31日	平成16年４月１日 ～ 平成17年３月31日	平成17年４月１日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第19項	第20項	第22項	第24項

2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

改　正　前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日	
	平成19年１月１日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第21項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日				
	平成15年１月１日 ～ 平成15年３月31日	平成15年４月１日 ～ 平成16年３月31日	平成16年４月１日 ～ 平成17年３月31日	平成17年４月１日 ～ 平成19年９月27日	平成19年９月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第17項	第19項	第20項	第22項	第24項

2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「２　上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

改　正　後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成14年1月1日～平成14年12月17日	平成14年12月18日～平成15年３月31日	平成15年４月１日～平成16年３月31日	平成16年４月１日～平成17年３月31日	平成17年４月１日～平成19年９月27日	平成19年９月28日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第７号	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	―	―	第15号	第16号	第17号	第16号

2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出をするために使用するものです。

○　租税特別措置法第31条の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成13年１月１日～平成14年12月17日	平成14年12月18日～平成15年３月31日	平成15年４月１日～平成16年３月31日	平成16年４月１日～平成17年３月31日	平成17年４月１日～平成19年９月27日	平成19年９月28日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第７号	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	―	―	第15号	第16号	第17号	第16号

2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　後

1　面

【平成＿＿年分】

譲渡所得の内訳書
（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

名簿番号

提出＿＿枚のうちの＿＿

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所（前住所）	（　　）	フリガナ 氏名	
電話番号（連絡先）		職業	

※ 譲渡（売却）した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名
（電話　　）

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに１枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
　また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか１枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（３面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
  ……１面・２面・３面（４面の記載は必要ありません。）
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
  ……１面・２面・３面（「４」を除く）・４面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	（鉄骨）鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

（注）「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
　　「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　前

1　面

【平成＿＿年分】

譲渡所得の内訳書
（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

名簿番号

提出＿＿枚のうちの＿＿

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所（前住所）	（　　）	フリガナ 氏名	
電話番号（連絡先）		職業	

※ 譲渡（売却）した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名
（電話　　）

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに１枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
　また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか１枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（３面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
  ……１面・２面・３面（４面の記載は必要ありません。）
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
  ……１面・２面・３面（「4」を除く）・４面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	（鉄骨）鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

（注）「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
　　「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

（平成18年分以降用）

H20.11

改　正　後

3　面

2　譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

（1）譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入建築価額の内訳	購入（建築）先・支払先 住所（所在地）	氏名（名称）	購入建築年月日	購入・建築代金又は譲渡価額の5%
土地			・　・	円
			・　・	円
			・　・	円
			小計	（イ）　円
建物			・　・	円
			・　・	円
			・　・	円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □（鉄骨）鉄筋 □金属造 □その他		小計	（ロ）　円

※　土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

（2）建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額（ロ）	償却率	経過年数	償却費相当額（ハ）
□ 標準 ＿＿＿円 × 0.9×	＿＿＿ ×	＿＿＿ ＝	＿＿＿円

（3）取得費を計算します。

② 取得費	（イ）＋（ロ）－（ハ）　円

※　「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。
※　非業務用建物（居住用）の（ハ）の額は、（ロ）の価額の95%を限度とします（償却率は1面をご覧ください。）。

3　譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先 住所（所在地）	氏名（名称）	支払年月日	支払金額
仲介手数料			・　・	円
収入印紙代			・　・	円
			・　・	円
			・　・	円
			③ 譲渡費用	円

※　修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4　譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額（①）	B 必要経費（②＋③）	C 差引金額（A－B）	D 特別控除額	E 譲渡所得金額（C－D）
短期・長期	所・措 条の＿	円	円	円	円	円
短期・長期	所・措 条の＿	円	円	円	円	円
短期・長期	所・措 条の＿	円	円	円	円	円

※　ここで計算した内容（交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。
※　租税特別措置法第37条の9の5の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

改　正　前

3　面

2　譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

（1）譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入建築価額の内訳	購入（建築）先・支払先 住所（所在地）	氏名（名称）	購入建築年月日	購入・建築代金又は譲渡価額の5%
土地			・　・	円
			・　・	円
			・　・	円
			小計	（イ）　円
建物			・　・	円
			・　・	円
			・　・	円
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □（鉄骨）鉄筋 □金属造 □その他		小計	（ロ）　円

※　土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

（2）建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額（ロ）	償却率	経過年数	償却費相当額（ハ）
□ 標準 ＿＿＿円 × 0.9×	＿＿＿ ×	＿＿＿ ＝	＿＿＿円

（3）取得費を計算します。

② 取得費	（イ）＋（ロ）－（ハ）　円

※　「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。
※　非業務用建物（居住用）の（ハ）の額は、（ロ）の価額の95%を限度とします（償却率は1面をご覧ください。）。

3　譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先 住所（所在地）	氏名（名称）	支払年月日	支払金額
仲介手数料			・　・	円
収入印紙代			・　・	円
			・　・	円
			・　・	円
			③ 譲渡費用	円

※　修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4　譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額（①）	B 必要経費（②＋③）	C 差引金額（A－B）	D 特別控除額	E 譲渡所得金額（C－D）
短期・長期	所・措 条の＿	円	円	円	円	円
短期・長期	所・措 条の＿	円	円	円	円	円
短期・長期	所・措 条の＿	円	円	円	円	円

※　ここで計算した内容（交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

整理欄

改　正　後

		一連番号

1　面

平成＿＿年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1　本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1)　本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	申告書第三表㋐へ ⓐ	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	④	

(3)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③の金額 ≦ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表㊿へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表(61)へ

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　前

		一連番号

1　面

平成＿＿年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1　本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1)　本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	申告書第三表㋐へ ⓐ	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）	④	

(3)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③の金額 ≦ ④の金額 の場合には0と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表㊿へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には0と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表(61)へ

（平成21年分以降用）

H21.11

改　正　後

2　面（確定申告書付表）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※１）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※２）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※３）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦の金額）　円	Ⓓ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓔ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧の金額）	Ⓕ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦　（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）　円
本年の前年分（平成__年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤の金額）	Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧　（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ）	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㉕へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑪	申告書第三表㉕へ（※４）　円	

※１　平成22年分の申告では、「本年の３年前分」は平成19年分、「本年の２年前分」は平成20年分、「本年の前年分」は平成21年分になります（平成18年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成22年分から控除することはできません。）。

※２　平成22年分の申告では、平成21年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※３　「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

　また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※４　平成19年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成22年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成23年分以後に繰り越して控除することはできません。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○　「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑩）	⑫	申告書第三表㉖へ　円

※　⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　前

2　面（確定申告書付表）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※１）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※２）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※３）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	Ⓐ（前年分の付表の④の金額）　円	Ⓓ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓔ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑤の金額）	Ⓕ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦　（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）　円
本年の前年分（平成__年分）	Ⓒ（前年分の付表の③の金額）	Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧　（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑨	申告書第三表㉔へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑩	申告書第三表㉔へ（※４）　円	

※１　平成21年分の申告では、「本年の３年前分」は平成18年分、「本年の２年前分」は平成19年分、「本年の前年分」は平成20年分になります（平成17年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成21年分から控除することはできません。）。

※２　平成21年分の申告では、平成20年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」の各欄の金額を移記します。

※３　「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

　また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※４　平成18年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成21年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成22年分以後に繰り越して控除することはできません。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○　「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑨）	⑪	申告書第三表㉖へ　円

※　⑪欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　後

		一連番号

1　面

平成＿年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

受付印

住所又は事業所事務所居所など		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の13の２第４項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、３年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

１　本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。２面の２も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1)　特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面のⒶの金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （ ② ＋ ③ ）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の㋑の金額）	⑤	

(2)　本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≦⑤の場合は０、①＞⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㋐へ	ⓑ
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	⑧	

（平成 22 年分以降用）

H22.11

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改　正　前

		一連番号

1　面

平成＿年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

受付印

住所又は事業所事務所居所など		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の13の２第４項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、３年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

１　本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。２面の２も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1)　特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面のⒶの金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （ ② ＋ ③ ）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の㋑の金額）	⑤	

(2)　本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≦⑤の場合は０、①＞⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㋐へ	ⓑ
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （ ⓐ － ⓑ ）	⑧	

（平成21年分以降用）

H21.11

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改　正　後

2 面

(4)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑦－⑧） （⑦ の金額≦⑧の金額の場合には０と書いてください。） （(3) の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。）	⑨	△をつけて、申告書第三表㊱へ　円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（⑧－⑦） （⑦の金額≧⑧の金額の場合には０と書いてください。） （⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。）	⑩	申告書第三表㊶へ

2　翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の ３年前分 （平成＿年分）	Ⓐ（特定投資株式に係る金額）　円 Ⓑ（上場株式等に係る金額）	Ⓖ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の ２年前分 （平成＿年分）	Ⓒ（特定投資株式に係る金額） Ⓓ（上場株式等に係る金額）	Ⓙ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓚ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓛ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑪　（Ⓒ－Ⓙ）　円 ⑫　（Ⓓ－Ⓚ－Ⓛ）
本年の 前年分 （平成＿年分）	Ⓔ（特定投資株式に係る金額） Ⓕ（上場株式等に係る金額）	Ⓜ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓝ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓞ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑬　（Ⓔ－Ⓜ） ⑭　（Ⓕ－Ⓝ－Ⓞ）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓖ＋Ⓗ＋Ⓙ＋Ⓚ＋Ⓜ＋Ⓝ）	⑮	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑭へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓘ＋Ⓛ＋Ⓞ）	⑯	申告書第三表㊹へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 （⑥＋⑨＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）	⑰	申告書第三表㊸へ　円	

※　「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
　また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、０とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※） （⑩－⑯）	⑱	申告書第三表㊾へ　円

※　⑱欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　前

2 面

(4)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑦－⑧） （⑦の金額 ≦ ⑧の金額 の場合にはOと書いてください。） （(3)の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。）	⑨	△をつけて、申告書第三表㊱へ　円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（⑧－⑦） （⑦の金額 ≧ ⑧の金額 の場合にはOと書いてください。） （⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。）	⑩	申告書第三表㊶へ

2　翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額（※）	本年分で差し引くことのできなかった株式等に係る譲渡損失の金額
本年の ３年前分 （平成＿年分）	Ⓐ（特定投資株式に係る金額）　円 Ⓑ（上場株式等に係る金額）	Ⓖ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の ２年前分 （平成＿年分）	Ⓒ（特定投資株式に係る金額） Ⓓ（上場株式等に係る金額）	Ⓙ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓚ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓛ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑪　（Ⓒ－Ⓙ）　円 ⑫　（Ⓓ－Ⓚ－Ⓛ）
本年の 前年分 （平成＿年分）	Ⓔ（特定投資株式に係る金額） Ⓕ（上場株式等に係る金額）	Ⓜ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓝ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓞ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑬　（Ⓔ－Ⓜ） ⑭　（Ⓕ－Ⓝ－Ⓞ）
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額　（Ⓘ＋Ⓛ＋Ⓞ）	⑮	申告書第三表㊹へ	
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 （⑥＋⑨＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭）	⑯	申告書第三表㊸へ　円	

※　「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。
　また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、０とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、０とみなします。）並びに「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※） （⑩－⑮）	⑰	申告書第三表㊾へ　円

※　⑰欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　後

1　面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成＿＿年分】

番　号	

（　この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。　）

住　所 （前住所）	（　　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職業		関与税理士名 （電　話）	（　　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋠へ	申告書第三表㋡へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㊾へ	黒字の場合は申告書第三表㊿へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫	申告書第三表(82)へ	申告書第三表(82)へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表(68)へ	申告書第三表(68)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿条の＿＿＿ 措法＿条の＿＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
　本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成22年分以降用）

H22.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　前

1　面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成＿＿年分】

番　号	

（　この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。　）

住　所 （前住所）	（　　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職業		関与税理士名 （電　話）	（　　　）

※　譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1　所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋠へ	申告書第三表㋡へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表㊾へ	黒字の場合は申告書第三表㊿へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫	申告書第三表(82)へ	申告書第三表(82)へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表(68)へ	申告書第三表(68)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿条の＿＿＿ 措法＿条の＿＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３　⑫欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
　本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２のⒹ、Ⓕ及びⒽの欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※４　⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成21年分以降用）

H21.11

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

（単位：円）

			未公開分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上場分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額	譲渡による収入金額	①						
	その他の収入	②						
	小計（①+②）	③	申告書第三表㋖へ			申告書第三表㋗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④						
	譲渡のための委託手数料	⑤						
		⑥						
	小計（④から⑥までの計）	⑦						
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※１）（△を付けないで書いてください。）		⑧						
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨				㋑		㋺
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※２）（⑨欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑩						
特定投資株式の価値喪失の金額（２面の３③の金額を書いてください。）		⑪						
所得金額（⑨－⑩－⑪）（赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊾へ		Ⓐ	Ⓑ		Ⓒ
公開等特定株式の計算（※３）（２面の５で計算した金額を書いてください。）		⑬				黒字の場合は申告書第三表㊿へ		
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑭	申告書第三表(51)へ			申告書第三表(52)へ		
繰越控除後の所得金額（※５）（⑫－⑭又は⑬－⑭）		⑮	申告書第三表(53)へ			申告書第三表(53)へ		

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の㋑の金額が㋺の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、㋑の金額を限度として記載します。

※３　⑬欄の金額は、⑫欄のⒷの金額が０又は赤字の場合には、２面の５の計算を行わずにⒷの金額をそのまま記載してください。

※４　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２の(15)欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※５　⑮欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成 22 年分以降用）
H22.11

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、租税特別措置法第29条の２に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の２及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の３に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住　所 （前住所）	（　　）			フリガナ 氏　名	
電話番号 （連絡先）		職　業		関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

（単位：円）

			未公開分	内、特定権利行使株式分	内、特定投資株式分	上場分	内、特定権利行使株式分	内、公開等特定株式分
収入金額	譲渡による収入金額	①						
	その他の収入	②						
	小計（①+②）	③	申告書第三表㋖へ			申告書第三表㋗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④						
	譲渡のための委託手数料	⑤						
		⑥						
	小計（④から⑥までの計）	⑦						
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※１）（△を付けないで書いてください。）		⑧						
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨				㋑		㋺
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※２）（⑨欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑩						
特定投資株式の価値喪失の金額（２面の３③の金額を書いてください。）		⑪						
所得金額（⑨－⑩－⑪）（赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊾へ		Ⓐ	Ⓑ		Ⓒ
公開等特定株式の計算（※３）（２面の５で計算した金額を書いてください。）		⑬				黒字の場合は申告書第三表㊿へ		
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑭	申告書第三表(51)へ			申告書第三表(52)へ		
繰越控除後の所得金額（※５）（⑫－⑭又は⑬－⑭）		⑮	申告書第三表(53)へ			申告書第三表(53)へ		

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※２　⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の㋑の金額が㋺の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、㋑の金額を限度として記載します。

※３　⑬欄の金額は、⑫欄のⒷの金額が０又は赤字の場合には、２面の５の計算を行わずにⒷの金額をそのまま記載してください。

※４　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の２のⒼ、Ⓗ、Ⓙ、Ⓚ、Ⓜ及びⓃの欄の金額の合計額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※５　⑮欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成 21 年分以降用）
H21.11

改　正　後

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資 産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納 税 地	居所地 ・ 事業所等 （該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ 氏　　名	
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

			未 公 開 分	上 場 分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額（※１）	②		
	その他の収入	③		
	小計 (①から③までの計)	④	申告書第三表㋖へ	申告書第三表㋷へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額)	⑤		
	譲渡のための委託手数料	⑥		
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計)	⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※2） （△を付けないで書いてください。）		⑨		
差引金額（④－⑧－⑨）		⑩		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※3） （⑩欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑪		
所得金額（⑩－⑪） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊾へ	黒字の場合は申告書第三表㊿へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑬	申告書第三表(51)へ	申告書第三表(81)へ
繰越控除後の所得金額（※５） （⑫－⑬）		⑭	申告書第三表(68)へ	申告書第三表(68)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
※２「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
※３　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※４　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
※５　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成 22 年分以降用）
H22.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　前

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の２に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資 産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納 税 地	居所地 ・ 事業所等 （該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ 氏　　名	
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

1　所得金額の計算

			未 公 開 分	上 場 分
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額（※１）	②		
	その他の収入	③		
	小計 (①から③までの計)	④	申告書第三表㋖へ	申告書第三表㋷へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額)	⑤		
	譲渡のための委託手数料	⑥		
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計)	⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※2） （△を付けないで書いてください。）		⑨		
差引金額（④－⑧－⑨）		⑩		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※3） （⑩欄が赤字の場合は０と書いてください。）		⑪		
所得金額（⑩－⑪） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑫	申告書第三表㊾へ	黒字の場合は申告書第三表㊿へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※４）		⑬	申告書第三表(51)へ	申告書第三表(81)へ
繰越控除後の所得金額（※５） （⑫－⑬）		⑭	申告書第三表(68)へ	申告書第三表(68)へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

特例適用条文	措法＿＿条の＿＿＿ 措法＿＿条の＿＿＿

※１　②欄には、２面の３の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
※２「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の２第１項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。
※３　⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※４　⑬欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の２の㋒、㋓及び㋔の欄の金額の合計額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。
※５　⑭欄の金額は、⑫欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄		

（平成 21 年分以降用）
H21.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改　正　後

番　号	

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 ＿＿年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５第１項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５第４項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	③	
本年分の純損失の金額 （上記③（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊻の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	④	
本年分が青色申告の場合　**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合　**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は０）を書いてください。）	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が 500 ㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 － （土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／ （③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ － 500 ㎡ ／ （土地等の面積）＿＿＿＿㎡｝	⑧	

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㋐、㋑の金額の合計額とします。

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　前

番　号	

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 ＿＿年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５第１項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５第４項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	③	
本年分の純損失の金額 （上記③（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊻の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	④	
本年分が青色申告の場合　**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合　**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は０）を書いてください。）	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が 500 ㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 － （土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／ （③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ － 500 ㎡ ／ （土地等の面積）＿＿＿＿㎡｝	⑧	

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㋐、㋑の金額の合計額とします。

（平成21年分以降用）

H21.11

改　正　後	改　正　前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年１月１日から平成23年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年１月１日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の２に掲げる買換資産の取得（贈与によるものなど一定のものを除きます。）をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前３年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。）として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分（その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。）。

３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

１　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

（1）その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）

（2）（1）の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

（3）（1）又は（2）の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

（4）（1）の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

２　買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの（居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

（1）一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

（2）一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

３　特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書（原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの）などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年１月１日から平成21年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年１月１日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の２に掲げる買換資産の取得（贈与によるものなど一定のものを除きます。）をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前３年内の年において生じた純損失の金額（損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。）のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。）として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分（その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。）。

３　「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

１　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

（1）その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）

（2）（1）の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

（3）（1）又は（2）の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

（4）（1）の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

２　買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの（居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。）又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

（1）一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

（2）一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

３　特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書（原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの）などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

改　正　後

番　号	

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊻の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合　**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合　**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。
※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉘、㉙の金額の合計額とします。

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　前

番　号	

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住　所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊻の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合　**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合　**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。
※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉘、㉙の金額の合計額とします。

（平成21年分以降用）

H21.11

改　正　後	改　正　前

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年１月１日から平成23年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後３年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。)。

３「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2　特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５の２用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年１月１日から平成21年12月31日までの間に、次の１に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後３年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）１　特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

２　住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照。)。

３「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1　譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の１月１日において所有期間が５年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

(1)　その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2)　(1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(3)　(1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4)　(1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の１月１日における所有期間が５年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2　特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の５の２用】」(**裏面の計算書**)など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧いただくか、税務署におたずねください。

改　正　後	改　正　前
	（新規）

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の９の５に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の９の５第１項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」(１面から３面)の作成をしてください。

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住　所（納税地）	（　　）			フリガナ 氏　名	（旧氏名：　　）
届出書の住所					
電話番号（連絡先）		職　業（屋　号）	（　　）	関与税理士名（電　話）	（　　）

1　事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区　分	イ　譲渡価額（①　譲渡価額）	ロ　取得価額（②　取得費の(イ)の金額）	ハ　譲渡費用（③　譲渡費用）	ニ　利益金額（イ－（ロ＋ハ））	ホ　利益金額の割合
短期・長期	円	円	円	㋑　円	㊀(㋑÷❶)
短期・長期				㋺	㊁(㋺÷❶)
短期・長期				㋩	㊂(㋩÷❶)
事業用土地等の利益金額の合計額（㋑＋㋺＋㋩）				❶	1.00

※　イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】に対応しています。

2　事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。
なお、❶－❷の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額	❷　円

※　事業用土地等以外の２以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3　本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1)　本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

	取得年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届出書提出先税務署	届出書提出年月日
a	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・
b	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・
c	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・

※　前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。
※　平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※　「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2)　上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分（申告年月日）	年分（　・　・　）	申告書提出先税務署	税務署	特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額	❸　円

※　❸の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の４の㋓欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

（平成22年分以降用）
H22.11

改　正　後	改　正　前
2 面	（新規）

(3)　1面の3 (1)の対象先行取得土地等の購入代金（取得価額）について記載してください。1面の3 (1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、a欄には❹欄（❸欄の金額を転記）のみ記載してください。

	取得価額の内訳	支払先 住所（所在地）	支払先 氏名（名称）	支払年月日	支払金額
a	土地			・　・	円
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❹
b	土地			・　・	
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❺
c	土地			・　・	
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❻

※　対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます（建物等に係る仲介手数料などは含まれません。）。

4　繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	Ⓐ ❶×80%（又は60%）	Ⓑ ❶－❷（赤字の場合は0）	Ⓒ Ⓐ と Ⓑ のうち少ない金額	Ⓓ Ⓒのうち適用済みの金額	Ⓔ Ⓒ－Ⓓ の金額	Ⓕ 対象先行取得土地等の取得価額	Ⓖ 繰延利益金額（Ⓔ と Ⓕ のうち少ない金額）	Ⓗ 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額（Ⓕ－Ⓖ）
a	円	円	円		円	❹の金額　円	ⓐ　円	円
b				ⓐの金額　円		❺の金額	ⓑ	
c				ⓐ＋ⓑの金額		❻の金額	ⓒ	
繰延利益金額の合計額（ⓐ＋ⓑ＋ⓒ）						❼		

※　b以下の記載は、「Ⓔ欄の金額」＞「Ⓕ欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※　3 (1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、Ⓐ欄の割合は60%で計算します。

※　Ⓗ欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の❸欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5　事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分（短期又は長期）に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	❽ 収入金額（1のイの金額）	❾ 取得価額＋譲渡費用（1の（ロ＋ハ）の金額）	❿ 繰延利益金額（❼の金額×1のホの割合）	⓫ 譲渡所得の金額（❽－❾－❿）
短期	申告書第三表㉟又は㊱へ　円	円	円	申告書第三表㊹又は㊺へ　円
長期	申告書第三表㊷へ			申告書第三表㊻へ

※　短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「❿繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合（1面の「1」のホの㋷、㋸、㋹の割合）によって❼の金額をあん分した金額を記載します（同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。）。

※　ここで計算した内容を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表（分離課税用）」へ転記する必要があります。

○　この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署におたずねください。

改　正　後

特定贈与者の氏名	

次　葉

（平成22年分以降用）

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　－　付　表　1）
（相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　　分		申告(更正･決定)額	請　求　額
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	円	円
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高 2,500 万円）	⑱		
	特別控除額の残額（2,500 万円－⑱）	⑲		
	特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）	⑳		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500 万円－⑱－⑳）	㉑		
	⑳の控除後の課税価格（⑰－⑳）	㉒		
	㉒に対する税額（㉒×20%）	㉓		
	外国税額の控除額	㉔		
	差引税額（㉓－㉔）	㉕		

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

（資１５－１－４－２－Ａ４統一）

改　正　前

特定贈与者の氏名	

次　葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
（　贈　与　税　－　付　表　1）
（相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　　分		申告(更正･決定)額	請　求　額
相続時精算課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰	円	円
	⑰のうち　住宅取得等資金の額	⑱		
	⑰のうち　住宅取得等資金以外の額（⑰－⑱）	⑲		
	過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高 1,000 万円）	⑳		
	住宅資金特別控除額の残額（1,000 万円－⑳）	㉑		
	住宅資金特別控除額（⑱の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	㉒		
	翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000 万円－⑳－㉒）	㉓		
	㉒の控除後の課税価格（⑰－㉒）	㉔		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高 2,500 万円）	㉕		
	特別控除額の残額（2,500 万円－㉕）	㉖		
	特別控除額（㉔の金額と㉖の金額のいずれか低い金額）	㉗		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500 万円－㉕－㉗）	㉘		
	㉗の控除後の課税価格（㉔－㉗）	㉙		
	㉙に対する税額（㉙×20%）	㉚		
	外国税額の控除額	㉛		
	差引税額（㉚－㉛）	㉜		

（注）　この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。

（資１５－１－４－２－Ａ４統一）

改　正　後

次　葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

（平成22年分用）

	区　　分		申告(更正･決定)額	請　求　額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉖	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉗		
	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	㉘		
	非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－㉘）	㉙		
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚		
	㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛		
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）	㉜		
	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）	㉝		
	㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）	㉞		
	翌年に繰り越される非課税額（㉙－㉜）	㉟		

（資１５－１－４－３－Ａ４統一）

改　正　前

次　葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　　分		申告(更正･決定)額	請　求　額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉝	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉞		
	＿＿年分の申告において非課税の適用を受けた住宅取得等資金の合計額（最高500万円）	㉟		
	住宅取得等資金の非課税の適用残額（500万円－㉟）	㊱		
	㉝のうち非課税の適用を受ける金額	㊲		
	㉞のうち非課税の適用を受ける金額	㊳		
	贈与者別の非課税の適用を受ける金額の合計額（㊲＋㊳）（最高‥500万円又は㊱の金額のうち低い金額）	㊴		
	㉝のうち課税価格に算入される金額（㉝－㊲）	㊵		
	㉞のうち課税価格に算入される金額（㉞－㊳）	㊶		
	＿＿年分の住宅取得等資金の贈与へ繰り越される非課税額（500万円－㉟－㊴）	㊷		

（資１５－１－４－３－Ａ４統一）